

令和8年度 豊見城市学力強化支援事業（受験対策講座）プロポーザル選定委員会
実施要領

1. 提案者による事業提案

事業提案者より提案内容のプレゼンテーションを行う。

制限時間は、提案時間を20分以内とし、その後の質疑応答を10分以内とする。

2. 選定委員会委員による評価

提案者のプレゼンテーション及び提案書に基づき、次の視点で評価を行い、総合的に5段階で評価する。評価及び点数は下表のとおりとする。

■評価の視点

本事業が、高校受験に対し不安を抱える生徒の受験不安を取り除き、学習意欲の充実・向上を図ることを目的に実施する事業である点を考慮し、次の視点により評価する。

- ・指導経験の豊富な人材の安定的な派遣が可能であること
- ・受験の動向と対策の分析が行われていること
- ・学校現場との連携・協力体制が維持できること

■評価基準及び点数

評 価		点数
1	特に優れている	5点
2	優れている	4点
3	普通	3点
4	やや劣っている	2点
5	劣っている	1点

3. 選定方法

選定委員会にて、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、審査基準により総合的に審査し、次のとおり優先交渉権者を選定する。なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、審査を実施するものとする。

- (ア) 各委員が提案者ごとに評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。候補者の選定は、順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者を選定するものとする。
- (イ) 順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る評価点の合計点数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- (ウ) 当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点数が同点の場合は、当該提案者それぞれにくじを引かせて優先交渉権者を定めるものとする。この場合、当該提案者それぞれによりくじを引く順番は決めるものとする。
- (エ) (ア) から (ウ) にかかわらず、委員全員の評価点の平均点（合計点を委員数で除した点数）が60点を超える場合に限り優先交渉権者として選定するものとする。

令和 8 年度豊見城市学力強化支援事業（受験対策講座）委託業務プロポーザル事業者
選定基準

評価基準 5 点：特に優れている 4 点：優れている
3 点：普通 2 点：やや劣っている 1 点：劣っている

審 査 項 目	審 査 事 項	係 数	配 点
提案内容	本業務の趣旨を理解し、十分な業務提案が示されているか。	1.5	7.5
	本事業の趣旨・目的を達成するため、提案事業者のノウハウを活かした具体的な提案が示されているか	1.5	7.5
業務実績	中学 3 年生に対する受験対策等、取組実績があるか	3	15
	本業務同様に、学校現場への業務受託実績があるか	3	15
管理・連絡体制	本業務を円滑に遂行するため、業務実施内容の管理体制が整っているか	1	5
	トラブル等の緊急時に、速やかにトラブル等に対応できる体制が整っているか	1	5
人材確保体制	日本版 DBS の認定申請（事業開始前の完了予定含む）の有無、または適切な代替措置が講じられているか。	1	5
	派遣講師に対する指導及び研修体制が確立されているか。	1	5
	本業務を行ううえで、適切かつ十分な能力を有する講師が派遣されるか	2	10
	派遣講師に予定外の欠員が生じた場合においても、業務に支障をきたさない体制が確立しているか	2	10
個人情報保護	本業務におけるセキュリティリスクに対する適切な対策が講じられているか	1	5
	派遣講師に対し、個人情報保護の教育が実施されているか	1	5
見積価格	価格が提案内容に対して適切か	1	5